

d カードアプリ利用規約

株式会社 NTT ドコモ・フィナンシャルグループ（以下「当社」といいます。）は、この「d カードアプリ利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約に定める各条項を契約内容とし、「d カードアプリ」（以下「本アプリ」といいます。）を提供します。

第1条（規約の適用）

本規約は、本アプリの利用に関する当社との間の一切の關係に適用されます。本規約の内容及び本規約に定める各条項が契約内容となることに同意しない場合、本アプリを利用することはできません。

第2条（用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。なお、本規約に定めのない用語の意味は、当社が別途定める「d カード利用規約（会員規約）」（以下「会員規約」といいます。）の定めに従うものとします。

① 利用契約

当社から本アプリの提供を受けるための本規約に基づく契約をいいます。

② 契約者

当社との間で利用契約を締結した者をいいます。

③ 本アプリサーバ

当社が本アプリを提供するために設置する電子計算機（サーバ）をいいます。

④ 会員専用サービスサイト

会員向けの当社のインターネットウェブサイト <<https://dcard.docomo.ne.jp/dsw/top/>>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）をいいます。

⑤ 対応端末

当社が本アプリを利用することができる端末として、別途本アプリのダウンロード画面上、サービスサイト又は会員専用サービスサイトで指定する端末をいいます。

⑥ d ポイント

株式会社 NTT ドコモ（以下「ドコモ」）が別途定める「d ポイントクラブ会員規約」及び「d

ポイントクラブ特約」に基づき提供するポイントサービスをいいます。

⑦ d アカウント

ドコモが別途定める「d アカウント規約」に基づき発行される d アカウント又はドコモが別途定める「ビジネス d アカウント規約」に基づき発行されるビジネス d アカウントをいいます。

⑧ Member's Menu

当社が別途定める「Member's Menu 特約」に基づき、カード会員番号が「4980」、「5302」、又は「5334」から始まる会員へ提供されるサービスをいいます。

⑨ d カード会員専用サービス

当社が別途定める「d カード会員専用サービス 利用特約」に基づき、カード会員番号が「4363」、「5344」、又は「5365」の番号から始まる会員へ提供されるサービスをいいます。

⑩ iD

「iD」の商標により当社が d カード会員規約に基づき提供する電子マネーをいいます。

⑪ iD アプリ

当社が別途定める「iD アプリご利用規約」に基づき提供するアプリをいいます。

⑫ d ポイントクラブアプリ

ドコモが別途定める「d ポイントクラブアプリ使用許諾契約書」に基づき提供するアプリをいいます。

⑬回線契約

当社が別に指定する回線契約をいいます。

第3条（本アプリについて）

(1)d カード契約を締結済みの契約者は、本アプリにおいて、Member's Menu 又は d カード会員専用サービス、iD アプリ及び d ポイントクラブアプリの一部機能を利用することができます。但し、当該機能のご利用にあたっては、会員規約に従い、ご利用携帯電話番号として d アカウント又は携帯電話番号を当社へ届出済みであること、かつ、携帯電話番号を届出している場合は、ご利用携帯電話番号に対して d アカウントが発行されていることが必要です。

(2)前項の機能のご利用にあたっては、当社は次に定める方法により契約者を認証します。
なお、認証できない場合は前項の機能を利用できません。

ご利用携帯電話番号として当社へ届出された d アカウントによる認証後、d カードの暗証番号で認証する方法

(3)契約者は、前項の認証後、次回以降の認証時の暗証番号入力を省略するか否かを本アプリの設定により選択することができます。

(4)第(2)項又は第(3)項のいずれかの方法で認証された場合、当社は契約者本人の利用とみなして本アプリの各種機能を提供します。契約者は、本アプリを利用する対応端末、本アプリの認証として利用する d アカウント及び暗証番号（以下「管理情報」といいます。）を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、第三者に譲渡、貸与、質入、その他利用させてはならず、他人に知られないように十分注意して管理してください。管理情報の管理不十分、利用上の過誤又は第三者による不正利用等により契約者に損失や損害が生じた場合でも、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

第 4 条 （本アプリの機能等）

(1) 本アプリでは、当社のインターネットウェブサイト

<https://dcard.docomo.ne.jp/st/service_dcappli/about/index.html>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします）

に定める機能（以下「本機能」といいます。）を提供します。会員が本機能を利用するにあたっては、利用する機能等に応じて別途の規約に同意いただく必要があります。

なお、対応端末の種別、本アプリのバージョン、d カード契約の契約状況若しくは利用状況又はご利用携帯電話番号の回線契約の契約状況若しくは利用状況等によっては、契約者が利用できる機能に制限がある場合があります。

(2) 当社は、本アプリについて、契約者の特定の利用目的への適合性、利用結果の完全性、有用性、的確性、信頼性、即時性等について何ら保証するものではなく、これらに関連して契約者に損害が生じたとしても責任を負いません。

第 5 条 （注意事項）

(1) 本アプリを利用する際、同一の対応端末で、ログインの際の d アカウントを切り替えることにより、複数の d アカウントを使い分けてご利用いただくことができますが、同時に複数の d アカウントでログインしてご利用いただくことはできません。

(2) 契約者の本アプリの利用状況によっては、本アプリ上で表示されるお支払額等の情報が最新ではない場合があります。最新のお支払額等は会員専用サービスサイトでご確認ください。

第6条（利用契約の成立）

本規約は、本規約に同意いただき、本アプリ画面上に表示される「同意する」ボタンが押下された時点で、当社と契約者との間に成立し、その効力を生じるものとします。

第7条（知的財産権等）

本アプリに係る著作権等の知的財産権その他一切の権利は、当社又はドコモ若しくは第三者に帰属します。本規約の締結は、契約者に対してこれらに関する何らの権利を移転するものではなく、契約者は、本規約に基づく本機能の利用に必要な範囲に限って、本アプリを使用することができるものとします。

第8条（禁止事項）

(1) 契約者は、本アプリの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- ① 当社、ドコモ若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ② 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ③ 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ④ 事実と反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
- ⑤ 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑥ 本アプリサーバその他の当社若しくはドコモの設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本アプリの提供を不能にする行為その他当社による本アプリの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑦ コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本アプリを通じて、若しくは本アプリに関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑧ 本アプリについて、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本アプリを第7条（知的財産権等）に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為
- ⑨ 本アプリについて、改変若しくは改ざんを行い、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）を行う行為
- ⑩ 本アプリに付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、又は変更する行為

- ⑪ 当社の定める手順に反する方法で本アプリをインストールし、使用する行為
- ⑫ 第三者の d ポイントカード番号又は不正に搾取した d ポイントカード番号を使用して、別途ドコモが定める「d ポイントクラブ特約」に基づき発行するモバイル d ポイントカード機能を利用する行為
- ⑬ モバイル d ポイントカード機能により表示されるバーコード等をはじめとする本アプリにおいて提供される情報を、カメラによる撮影その他の方法により複製、利用する行為
- ⑭ 本アプリの運営、その他 d ポイント加盟店への業務妨害行為その他当社が不適切と判断する行為

第 9 条（利用料）

本アプリの利用料は無料ですが、本アプリの利用（本アプリのダウンロード及びバージョンアップを含みますが、これらに限られません。）に伴い別途通信料が生じる場合があります。

第 10 条（提供中断）

(1) 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本機能の全部又は一部の提供を中断することがあります。

- ① 天災地変等の不可抗力により本機能が提供できなくなったとき。
- ② 本アプリサーバその他本機能に関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
- ③ 本アプリサーバその他本機能の提供に使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
- ④ 当社の運用上又は技術上、本機能の全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。

(2) 当社は、前項に基づく本機能の全部若しくは一部の提供の中断を計画している場合は、その旨をサービスサイト若しくは会員専用サービスサイト上に掲載する方法又は本アプリのお知らせ受信機能を利用する方法等、当社が適切と判断した方法により契約者に周知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該周知を行わないことがあります。

(3) 当社は、第(1)項の定めに基づき本機能の提供を中断した場合であっても、当該提供中断により契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第 11 条（本機能の変更・追加・廃止）

(1) 当社は、当社の都合によりいつでも、本機能の全部又は一部を変更し、追加し、又は廃止することができるものとします。なお、本機能の全部が廃止された場合は、利用契約は終了するものとします。

- (2) 前項による本機能の全部又は一部の変更、追加又は廃止が契約者に重大な影響を及ぼすと当社が判断した場合は、当社は、あらかじめその変更、追加又は廃止の内容について、契約者に対して周知し、又は通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないときは当該周知又は通知を行わない場合があります。
- (3) 当社は、第(1)項により本機能の全部又は一部を変更し、追加し、又は廃止した場合において、契約者に損害が生じたとしても、責任を負いません。

第 12 条 (契約者による利用契約の解約)

契約者が本アプリの利用を希望しない場合は、自己の占有下又は管理下にある全ての本アプリを再生不能な形で消去することにより、利用契約を解約することができます。(なお、dカード契約は、利用契約の解約の他に別途の解約手続きが必要となりますので、会員規約の定めに従い、お手続きください。)

第 13 条 (当社が行う利用契約の解除)

当社は、契約者が本規約の定めいずれかに違反したときは、契約者に対する事前の催告を行うことなく、本契約を直ちに解除することができるものとします。

第 14 条 (利用契約終了時の措置等)

- (1) 利用契約が終了した場合、契約者は本アプリを利用することはできません。この場合、契約者は、速やかに、自己の占有又は管理下にある全ての本アプリを再生不能な方法で消去するものとします。
- (2) 利用契約の終了にかかわらず、第 10 条 (提供中断) 第(3)項、第 11 条 (本機能の変更・追加・廃止) 第(3)項、本条、第 15 条 (契約不適合への対応等) 第(2)項、第 17 条 (損害賠償の制限)、第 21 条 (権利の譲渡等)、第 22 条 (合意管轄) 及び第 23 条 (準拠法) の定めは、なお有効に存続するものとします。

第 15 条 (契約不適合への対応等)

- (1) 当社は、本アプリに本規約に定める内容に適合しない点 (以下「契約不適合」と言います。) が発見された場合で、当該契約不適合の修補が必要であると認めたときは、本規約に定める内容に適合する本アプリを提供し、又は当該本アプリの契約不適合を修補するよう努めますが、その実現を保証するものではありません。
- (2) 本アプリの契約不適合によって契約者が損害を被った場合は、第 17 条に従い取り扱います。

第 16 条（本アプリのバージョンアップ等）

- (1) 第 11 条（本機能の変更・追加・廃止）又は前条の場合、本アプリ再ダウンロード又はバージョンアップが必要となることがあります。
- (2) 前項に基づき本アプリのバージョンアップを行う場合、当該バージョンアップが完了するまでの間、本機能の全部又は一部を利用することができないことがあります。

第 17 条（損害賠償の制限）

- (1) 当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社が契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）とし、かつ 300 円を上限とします。
- (2) 当社の故意又は重大な過失により契約者に損害を与えた場合は、前項の定めは適用しません。

第 18 条（輸出入関連法規類の遵守）

契約者は、本アプリを日本国外に持ち出す場合など、日本国又は諸外国の輸出入に関連する法令等（以下「輸出入関連法規類」といいます。）の適用を受ける場合には、当該輸出入関連法規類を遵守するものとします。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

- (1) 契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - ① 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
 - ② 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2) 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

第 20 条（規約の変更）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、サービスサイト若しくは会員専用サービスサイト上に掲載する方法又は本アプリのお知らせ受信機能等、契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約を変更することができるものとし、変更日以降は当該変更後の本規約が適用されます。

- (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
- (2) 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第 21 条（権利の譲渡等）

契約者は、利用契約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第 22 条（合意管轄）

契約者と当社との間で利用契約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所又は契約者の住所地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 23 条（準拠法）

利用契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附則（平成 28 年 9 月 28 日）

- ・本規約は、平成 28 年 9 月 28 日から実施します。

附則（平成 28 年 10 月 1 日）

- ・本改訂規約は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

附則（令和 2 年 3 月 5 日）

- ・本改訂規約は、令和 2 年 3 月 5 日から実施します。

附則（令和 2 年 4 月 9 日）

- ・本改訂規約は、令和 2 年 4 月 9 日から実施します。

附則（令和 3 年 3 月 26 日）

- ・本改訂規約は、令和 3 年 3 月 26 日から実施します。

附則（令和 3 年 6 月 16 日）

- ・本改訂規約は、令和 3 年 6 月 16 日から実施します。

附則（令和 4 年 4 月 1 日）

- ・本改定規約は令和 4 年 4 月 1 日から実施します。

附則（令和 4 年 6 月 3 日）

- ・本改定規約は令和 4 年 6 月 3 日から実施します。

附則（令和 4 年 10 月 13 日）

- ・本改定規約は令和 4 年 10 月 13 日から実施します。

附則（令和 5 年 4 月 11 日）

- ・本改定規約は令和 5 年 4 月 11 日から実施します。

附則（令和 5 年 7 月 1 日）

- ・本改定規約は令和 5 年 7 月 1 日から実施します。

附則（令和 5 年 11 月 13 日）

- ・本改定規約は令和 5 年 11 月 13 日から実施します。

附則（令和 6 年 12 月 9 日）

- ・本改定規約は令和 6 年 12 月 9 日から実施します。

附則（令和 7 年 7 月 22 日）

- ・本改定規約は令和 7 年 7 月 22 日から実施します。

附則（令和 8 年 4 月 20 日）

- ・ 本改定規約は令和 8 年 4 月 20 日から実施します。

附則（令和 8 年 5 月 8 日）

- ・ 本改定規約は令和 8 年 7 月 1 日から実施します。